

国民年金保険料は 口座振替や前納がおトクです

平成18年4月から平成19年3月までの国民年金保険料は 月額13,860円 年額166,320円です

保険料の前納を口座振替にすると割引額が増えます

18年度分の保険料を前納(まとめて納める)すると、

納付書の場合、1年前納では、163,370円(2,950円割引)、6ヶ月前納では82,480円(1回あたり680円割引)となります。口座振替の場合、1年前納では162,830円(3,490円割引)、6ヶ月前納では82,220円(1回あたり940円割引)となります。

現金払いでの前納は、4月に郵送されてくる納付書で4月30日(今年は4月30日が休日のため5月1日)までに金融機関・郵便局・コンビニエンスストアまたは社会保険事務所の窓口での支払いが可能です。

口座振替での前納は、平成18年3月中旬までに金融機関・郵便局または社会保険事務所への申し込みが必要となりますので、お早めにお申し込みください。

口座振替日は4月30日(今年は4月30日が休日のため5月1日)です。なお、既に口座振替で前納されている方は、届出の必要はありません。

月々の口座振替も早割(当月保険料の当月末引落し)がおトクです

通常の口座振替(例：4月分保険料を5月末引落し)は定額保険料(13,860円)ですが、

口座振替を早割(例：4月分保険料を4月末引落し)にすると50円割引となります。早割を申し込みすると、翌月末の初回の口座振替で2ヶ月分の保険料(従前の保険料と50円割引された保険料)が引落としとなり、その後の毎月の保険料が50円割引となります。なお、現在口座振替をされている方で、振替方法を変更される場合(例：毎月納付(翌月末振替)を1年前納や早割にする)は、岡谷社会保険事務所(☎23-3661)にご連絡ください。

平成18年3月中旬までにお申し込みされた場合			
通常の口座振替		早割制度	
保険料	引落月	保険料	引落月
3月分	→ 4月末日	3月分	→ 4月末日
4月分	→ 5月末日	4月分	
5月分	→ 6月末日	5月分	→ 5月末日
4月分以降の保険料から50円割引			
口座振替日は、月末が金融機関の非営業日の場合は翌営業日			

- * 口座振替のお申し込みについては、年金手帳または納付書・預貯金通帳・口座届出印が必要です。
- * 口座振替の申込用紙については、金融機関・郵便局及び社会保険事務所などに備え付けてあります。なお、保険料の半額免除の承認を受けている方は、通常の口座振替(翌月末振替)のみとなります。(早割及び口座振替の前納は利用できません。)

【お問い合わせ】 岡谷社会保険事務所 ☎23-3661
役場住民福祉課国保年金係 ☎62-9111 ㊟9111